

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	横河電機株式会社			コード	6841
提出日	2025/5/28	異動（予定）日	2025/6/19		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて社外役員の選任議案が付議されるため				
☒	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	内田 章	社外取締役	○										△					有
2	浦野 邦子	社外取締役	○										△					有
3	平野 拓也	社外取締役	○										△					有
4	五嶋 祐治朗	社外取締役	○										△					有
5	大澤 真	社外取締役	○													○		有
6	小野 傑	社外取締役	○										△					有
7	丸山 寿	社外取締役	○										△					有
8	クリスティーナ・アメージャン	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	内田 章氏が取締役を務めていた東レ株式会社と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2024年度における同社に対する売上高は当社グループの年間連結売上高の1%未満であり、同年度における同社への支払はありません。	内田 章氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と、経理財務部門を中心とする経営管理分野の幅広い経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
2	浦野邦子氏が取締役を務めていたクオリカ株式会社と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2024年度における同社に対する売上及び支払はありません。	浦野邦子氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と大手製造業における生産部門や人事・教育・広報・CSR部門など幅広い経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
3	平野拓也氏が代表取締役社長を務めていた日本マイクロソフト株式会社と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2024年度における同社に対する売上高は当社グループの年間連結売上高の1%未満であり、同年度における同社への支払額は当社グループの年間連結売上高の1%未満です。	平野拓也氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識とグローバルIT企業の事業部門における幅広い実務経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
4	五嶋祐治朗氏が代表取締役社長を務めていた株式会社日本触媒と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2023年度における同社に対する売上高は当社グループの年間連結売上高の1%未満であり、同年度における同社への支払額は当社グループの年間連結売上高の1%未満です。	五嶋祐治朗氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と大手製造業における企業変革や新規事業育成、M&Aなどの豊富な経験と知見を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	大澤 真氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っており、監査委員として経営の監督を適切に行っています。同氏は経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識、さらには様々な企業での社外役員としての豊富な経験を有しています。それらを当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
6	小野 傑氏が弁護士を務めていた西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2024年度における同所に対する売上はなく、同年度における同所への支払額は、当社グループの年間連結売上高の1%未満です。	小野 傑氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っており、監査委員として経営の監督を適切に行っています。同氏は弁護士として企業法務やファイナンス分野の豊富な知見を有しており、経済界や教育界における幅広い活動に基づく高い見識を有しています。それらを当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
7	丸山 寿氏が取締役を務めていた株式会社レゾナック・ホールディングスと当社グループとの間では、該当事項はありません。また、同氏が代表取締役会長を務めていた株式会社レゾナックと当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2024年度における同社に対する売上及び支払はありません。	丸山 寿氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っており、監査委員として経営の監督を適切に行っています。グローバルに活動する大手製造業において、法務、広報・IR、財務、CSR 部門などを中心に幅広い業務に携わり、CEOとして企業改革を主導するなど経営者として豊富な経験と知見を有しています。それらを当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
8	該当事項はありません。	クリスティーナ・アメージャン氏は、大学教授、研究者としてグローバルでの企業経営やコーポレートガバナンスに関する幅広い知見を持つとともに、日本の複数の大手企業でESGやサステナビリティ、グローバルの観点から社外取締役を務めてきた豊富な経験と実績を有しています。それらを当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社は、社外役員における独立性の基準を以下のとおり定めております。 ＜社外役員の独立性に関する基準＞ 当社は、社外取締役選任における透明性を高めるため、下記のとおり、社外役員の独立性に関する基準を設定しています。 記 当社において独立取締役であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。 ① 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者またはその就任の前10年間においてそうであった者（注1） ② 当社の現在の主要株主（議決権割合10%以上）または最近5年間においてそうであった者（注2） ③ 当社が現在主要株主である会社の業務執行者 ④ 当社グループの主要な取引先（直近事業年度または先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%を超える支払いをしているもしくは支払いを受けている）の業務執行者 ⑤ 当社グループを主要な取引先とする者（直近事業年度または先行する3事業年度のいずれかにおいて、当該取引先の年間連結総売上高の2%を超える支払いを、当社グループから受けた者（その者の親会社および子会社を含む））の業務執行者（注3） ⑥ 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者 ⑦ 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者 ⑧ 当社グループの主要な借入先の業務執行者または最近3年間においてそうであった者（注4） ⑨ 当社グループの会計監査人または監査法人等の関係者または最近3年間においてそうであった者（注5） ⑩ 上記⑨に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者 ⑪ 上記⑩に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%を超える支払いを当社グループから受けた）の関係者（注6） ⑫ 上記①から⑩（⑥を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の家族） ⑬ 独立役員としての通算の在任期間が8年を超える者 注1：業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本基準において「業務執行者」という）。 注2：当社の現在または最近5年間においての主要株主。主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者。 注3：なお、取引先が連結決算を実施していない場合は、年間連結総売上高に代え、年間単体売上高を基準とする。 注4：当社グループが借入れを行っている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう）であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループ。 注5：当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者、または最近3年間においてそうであった者（現在退職している者を含む）。 注6：当該ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。